○PTS 信用取引に係る合意書による信用取引口座設定約諾書の読替表

読 替 後	読 替 前
信用取引口座設定約諾書	同左
前文 省略	同左
(信用取引口座による処理)	(信用取引口座による処理)

第1条 私が今後貴社との間に行う信用取引 (PTS 信用取引を含む。以下同じ。) におい <u>て</u>、借り入れる金銭、買付有価証券、借り 入れる有価証券、売付代金、委託保証金、 売買の決済による損益金、金利、その他授 受する金銭はすべてこの信用取引口座で処 理すること。

第1条 私が今後貴社との間に行う信用取引 において、借り入れる金銭、買付有価証券、 借り入れる有価証券、売付代金、委託保証 金、売買の決済による損益金、金利、その 他授受する金銭はすべてこの信用取引口座 で処理すること。

第2条~第4条 省略

(弁済条件の変更)

第5条 当該取引所又は当該 PTS 運営業者 が、天災地変、経済事情の激変、上場廃止 その他やむを得ない理由に基づいて、信用 取引に係る弁済条件の変更を行った場合に は、その措置に従うこと。

(弁済条件の変更)

同左

第5条 当該取引所が、天災地変、経済事情 の激変、上場廃止その他やむを得ない理由 に基づいて、信用取引に係る弁済条件の変 更を行った場合には、その措置に従うこと。

(貸出規程による制約)

- 第6条 私が<u>制度信用取引 (PTS 制度信用取</u> 引を含む。以下同じ。)を行っている場合に おいて、当該取引所及び当該 PTS 運営業者 が指定する証券金融株式会社(以下「証金」 という。) が貸借取引貸出規程(以下「貸出 規程」という。)に基づいて次の措置、制約 を行ったときは、私の制度信用取引につき それと同様の措置、制約を行うこと。
 - (1) 証金の行う貸借取引 (PTS 貸借取引を 含む。以下同じ。) に係る特定の銘柄の貸 株残高株数等が、融資残高株数等を超過 し、その不足株数等の調達が不可能又は 著しく困難となった場合において、証金 が貸出規程に基づいて融資の返済を申し 込むことを延期させる措置
 - (2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、 当該取引所又は当該 PTS 運営業者におけ る売買の停止又は制限、品不足、その他 やむを得ない事由により一部又は全部の

(貸出規程による制約)

- 第6条 私が<u>制度信用取引を</u>行っている場合 において、当該取引所が指定する証券金融 株式会社(以下「証金」という。)が貸借取 引貸出規程(以下「貸出規程」という。)に 基づいて次の措置、制約を行ったときは、 私の制度信用取引につきそれと同様の措 置、制約を行うこと。
 - (1) 証金の行う貸借取引に係る特定の銘柄 の貸株残高株数等が、融資残高株数等を 超過し、その不足株数等の調達が不可能 又は著しく困難となった場合において、 証金が貸出規程に基づいて融資の返済を 申し込むことを延期させる措置
 - (2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、 当該取引所における売買の停止又は制 限、品不足、その他やむを得ない事由に より一部又は全部の銘柄について貸借取

読 替 後

銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合において、証金が貸出規程に基づいて別にその方法・条件を定めて決済を行わせる措置

(3) その他証金の貸出規程のうち、制度信用取引の条件に関連する制約

(買付有価証券等につき剰余金の配当又は 株式分割による株式を受ける権利の付与等 が行われた場合の処理)

第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当該取引所又は当該 PTS 運営業者の定める方法により処理されること。

第8条 省略

(期限の利益を喪失した場合における信用 取引の処理)

- 第9条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。
- 2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、信用取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当該取引所又は当該 PTS 運営業者の規則により、当該遅滞に係る信用取引を決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。
- 3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引を決済するために必要な売付け又は買

読 替 前

引の決済が不可能又は著しく困難となる おそれがあると認められる場合におい て、証金が貸出規程に基づいて別にその 方法・条件を定めて決済を行わせる措置

(3) その他証金の貸出規程のうち、制度信用取引の条件に関連する制約

(買付有価証券等につき剰余金の配当又は 株式分割による株式を受ける権利の付与等 が行われた場合の処理)

第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当該取引所の定める方法により処理されること。

同左

(期限の利益を喪失した場合における信用 取引の処理)

- 第9条 私が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引につき、これを決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。
- 2 私が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、信用取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、<u>当該取引所</u>の規則により、当該遅滞に係る信用取引を決済するために必要な売付契約又は買付契約を、私の計算において貴社が任意に締結することに異議のないこと。
- 3 私が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、貴社の請求により、貴社の指定する日時までに、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引を決済するために必要な売付け又は買

読 替 後

付けを、貴社に委託して行うこと(前項の 規定により貴社が売付契約又は買付契約を 締結する場合を除く。)。

- 4 前項の日時までに、私が売付け又は買付けの委託を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な売付契約又は買付契約を締結することに異議のないこと。
- 5 前各項の売付け又は買付けを行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、 その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

第10条 省略

(差引計算)

- 第11条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する信用取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴社は相殺することができること。
- 2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に 代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。
- 3 前2項によって差引計算する場合、債権 債務の利息、損害金等の計算については、 その期間を計算実行の日までとし、債権債 務の利率については貴社の定める利率によ るものとし、信用取引に係る貴社に対する 債務の遅延損害金の率については当該取引 所又は当該 PTS 運営業者の定めるものと し、貴社に対するその他の債務の遅延損害 金の率については、貴社の定める率による ものとする。

第12条 省略

(遅延損害金の支払い)

第13条 私が信用取引に関し、貴社に対する 債務の履行を怠ったときは、貴社の請求に より、貴社に対し履行期日の翌日より履行

読 替 前

付けを、貴社に委託して行うこと(前項の 規定により貴社が売付契約又は買付契約を 締結する場合を除く。)。

- 4 前項の日時までに、私が売付け又は買付けの委託を行わないときは、貴社が任意に、私の計算においてそれを決済するために必要な売付契約又は買付契約を締結することに異議のないこと。
- 5 前各項の売付け又は買付けを行った結果、損失が生じた場合には、貴社に対して、 その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。

同左

(差引計算)

- 第11条 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、貴社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の貴社に対する信用取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴社は相殺することができること。
- 2 前項の相殺ができる場合には、貴社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、私に 代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできること。
- 3 前2項によって差引計算する場合、債権 債務の利息、損害金等の計算については、 その期間を計算実行の日までとし、債権債 務の利率については貴社の定める利率によ るものとし、信用取引に係る貴社に対する 債務の遅延損害金の率については<u>当該取引</u> 所の定めるものとし、貴社に対するその他 の債務の遅延損害金の率については、貴社 の定める率によるものとする。

同左

(遅延損害金の支払い)

第13条 私が信用取引に関し、貴社に対する 債務の履行を怠ったときは、貴社の請求に より、貴社に対し履行期日の翌日より履行

読 替 後	読 替 前
の日まで、 <u>当該取引所又は当該 PTS 運営業</u>	の日まで、 <u>当該取引所</u> の定める率による遅
者の定める率による遅延損害金を支払うこ	延損害金を支払うことに異議のないこと。
とに異議のないこと。	
第 14 条 省略	同左
(認定等に伴う措置に係る請求)	(認定等に伴う措置に係る請求)
第 15 条 貴社が通知金融商品取引業者又は	第 15 条 貴社が通知金融商品取引業者又は
認定金融商品取引業者に該当した場合にお	認定金融商品取引業者に該当した場合にお
いて、前条に定める取扱いその他 <u>当該取引</u>	いて、前条に定める取扱いその他 <u>当該取引</u>
所又は当該 PTS 運営業者の定める規則に基	<u>所</u> の定める規則に基づき行われる取扱いに
づき行われる取扱いにより、私が損害を被	より、私が損害を被ったときであっても、
ったときであっても、 <u>当該取引所又は当該</u>	<u>当該取引所</u> に対してその損害の賠償を請求
PTS 運営業者に対してその損害の賠償を請	しないこと。
求しないこと。	
第 16 条~第 26 条 省略	同左